

重複診療について

当院では同じ部位の痛みや痺れなどの症状で他の医療機関にかかられている方が当院を受診を希望された場合、同部位に対する重複診療になってしまう可能性があるため、紹介状や他の医療機関での治療が終わってから当院を受診していただきますようお願いいたします。

重複診療について、厚生労働省ホームページ内の『医療機関への受診にあたって』という項目で以下の様に示されています。

厚生労働省『医療機関への受診にあたって』より引用

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(患者様にとって悪影響となる例)

- ・他の医療機関からの処方されたお薬と当院が処方したお薬と両方を飲んでしまった場合に過剰摂取になってしまう可能性があります。
- ・検査においても、同様の検査を複数回受けなくてはならない可能性があります。
- ・当院で診察してMRIなどを他の医療機関で撮影にいかねばならなくなった場合、また別の医療機関に撮影に行く手間も増えてしまいます。
- ・他の医療機関での治療の内容が解らずに当院が治療をおこなった場合に、また同様の治療となってしまう患者様の思うような結果が得られない可能性があります。

(紹介状をお持ちいただくメリット)

紹介元の医療機関で紹介状の料金等をご負担いただくことにはなりますが、結果的に費用は抑えられ待ち時間も短くなる可能性があります。

- ・紹介元の医療機関で検査を行った場合には、その結果も紹介状に含まれますので、検査の重複が少なくなり費用を抑えられる可能性があります。
- ・それまでの診療内容が紹介状に記載されますので、医師が病状を速やかに把握でき検査の項目も減る可能性があり、結果的に紹介状をお持ちでない初診患者様の場合と比較して、待ち時間が短くなる可能性があります。

上記の通り患者様にとって悪影響がある可能性がある為、当院では重複診療は行えませんのでご承知ください。

医療法人社団君津あすなろ会
小見川あすなろクリニック 院長